

久納会計FAXニュース



令和元年の年末調整について

令和元年11月25日

Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

今月のFAXニュースは令和元年の年末調整と近年話題の節税投資制度についてです。

個人でも簡単に投資ができるようになった反面、注意した方がよいポイントを押さえていきましょう。

節税投資の運用収益は非課税

これから紹介するiDeCoやNISAの売買・配当所得は非課税になります。通常は利益に対して20.315%の所得税が掛かりますが、一人一口座限定で、この制度を利用する場合は課税されません。

投資という性質上、選んだ投資商品によっては、元本割れするリスクはありますが、投資の方針や資産形成の目標などを考えて商品を選ぶことになります。

個人型確定拠出年金 (iDeCo) について

毎月5千円以上から積立が可能で、60歳以降に年金又は一時金として受け取る制度です。積立の月々の限度額は、自営業の方は6万8千円、会社員の方は2万3千円ですが、企業年金のある会社の会社員の方は1万2千円になっています。60歳以降で受給するため、対象年齢は20歳～59歳に限られますが、来年の税制改正では積立可能な年齢の引き上げが検討されるようです。

iDeCoは所得控除の対象となるため、例えば月に1万支出して年間12万円積み立てた場合は年末調整や確定申告の際に12万円が所得から控除されます。また受け取る際の収入は、年金は公的年金控除、一時金は退職所得控除の対象となるので、受け取る際の課税でも有利になっています。

一番の注意事項としては、iDeCoは原則として60歳まで投資した口座のお金を引き出すこ

とができないことです。生活に支障が出ない範囲で積立を利用することが必要です。

小規模投資制度 (NISA) について

NISA口座で取引を行った場合は売買・配当所得が非課税になります。NISAにもいくつか種類がありますが、株式の取引ができる一般NISAから説明します。

① 一般NISA

20歳以上であればNISA口座が開設できます。開設期限が2023年までとなっており、今後はつみためNISAというものに統一される予定になっています。

年間の購入金額が120万円以下であれば5年間その口座の所得が非課税になります。毎年120万円ずつ購入していれば、合計で600万円は投資可能ですが、年ごとの枠の通算はできません。例えば1年目は100万円、2年目は140万円購入するということとはできず、あくまで年毎の購入限度額が120万円となっています。

株主優待のための株式購入、配当のよい株式・投資信託の購入に向いていると思われます。

NISA口座内で発生する売買利益、配当は非課税ですが、損失が発生した場合でも他の有価証券の配当や売買益と相殺は出来ませんので、ご注意ください。

② つみためNISA

一般NISAと比べると投資よりも将来の資産形成を目的としたものになります。年間の購入限度が40万円以下となっていますが、非課税期間が20年となっています。国が指定した投資信託しか購入できないので、選択肢は一般NISAと比べて少なくなっています。また、対象に株式の取引が含まれていないので株主優待を目的とした投資には向いていません。

③ ジュニアNISA

20歳未満の子供のための投資制度です。名義人は本人になりますが、実質の管理は親が行います。開設期限が2023年まで、5年間非課税になります。年間の購入限度額は80万円です。基本的には子供がお金を持っていることは少ないので、贈与を含めて行うものになると想定されます。贈与税も年間110万円まで非課税になるので、子供のうちに資産を移しておき有価証券投資もあわせて行いたい場合がベストでしょう。

5年経過した後も20歳になるまでは買付はできませんが、売却の所得に関しては非課税扱いになります。また、20歳になった時点でNISA口座から通常の口座に扱いが変わります。

iDeCoやNISAは銀行や証券会社で取り扱っていますが、会社によって取扱商品にかなり差があるので、ホームページなどであらかじめ調べておくことをおすすめします。

年末調整について

年末調整とは、会社から給与の支払を受ける人について、毎月の給料や賞与の支払の際に源泉徴収をした税額の合計額と、その年の給与の総額について計算した納付すべき税額(年税額)を比べて、その過不足額を精算する手続です。

所得控除の種類	必要書類及び確認事項
配偶者控除	配偶者の収入金額の確認
配偶者特別控除	〃
扶養控除	家族の収入金額の確認
社会保険料控除	国民年金保険料の控除証明書、国民健康保険の払込通知書(家族分も含む) 給与から差し引いた社会保険料の額の確認
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金の払込証明書
生命保険料控除	生命保険料控除証明書
地震保険料控除	地震保険料控除証明書
障害者控除	障害者手帳、療養手帳 障害者控除対象者認定書
寡婦(寡夫)控除	寡婦(寡夫)に該当するか
勤労学生控除	在学証明書等

個人事業主の方や年末調整の対象とならない人については確定申告により所得税の申告及び

納付を行う事となります。

給与の支払を受ける人の大半は確定申告を行わずに、年末調整の手続きだけで所得税の納税が完了することとなります。

今年は目立った改正がないため去年とあまり変わりません。配偶者控除が去年拡充されているので、改めて解説いたします。

103万円以内とされていた配偶者の給与収入が150万円まで拡大され、配偶者特別控除は、150万円超201万6千円以下まで受けられるようになりました。一方で、控除を受ける本人の給与収入が1,220万円以上の場合、配偶者の年収にかかわらず、配偶者控除、配偶者特別控除のいずれも受けることができなくなりました。

また、配偶者以外の扶養者(子供や親など)については変更されていませんので、従来通り給与収入が103万円以下でない控除が受けられませんのでご注意ください。

税務では扶養親族となる条件は上記の通りですが、社会保険では扱いが少し異なります。年収が130万円を超えると社会保険の加入義務が発生します。社会保険に加入すると実質的な手取りが減る可能性が高いので、扶養の範囲内でできるだけ稼ぎたいということであれば配偶者の給与収入は130万円以下をお勧めしています。

年末調整では出来ない所得控除

年末調整で出来ると誤解されている所得控除がありますので、ご注意ください。

まず医療費控除です。年末調整の資料を回収させて頂く際に、医療費の資料をご用意して下さいの方がみえますが、医療費控除は年末調整ではできません。

また、ふるさと納税を含めた寄付金控除、雑損控除も年末調整で行うことができません。これらは確定申告でしか行うことが出来ない控除となります。

何か疑問点がございましたら、当事務所担当者までお問い合わせ下さい。 以上